

平成28年度
第1回北栄町国民健康保険運営協議会

日 時 平成28年7月21日（木）

午後7時30分から

場 所 大栄農村環境改善センター

1階 第1会議室

【 日 程 】

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名人の選任

4 報告・協議事項

(1) 平成27年度北栄町国民健康保険事業特別会計決算について

資料P3～P6

(2) 平成28年度北栄町国民健康保険事業計画(案)について

資料P7～P12

(3) 平成30年度からの国保制度改革について

資料P13

5 その他

北栄町国民健康保険運営協議会委員名簿

保険者名 北 栄 町

区 分	氏 名	備 考
被保険者代表	山根 收	
	淀瀬 千賀子	
医療機関代表	岡本 恒之	
	石川 悦子	
公益代表	井中 信一	会長
	永田 洋子	職務代理

任 期 平成29年12月15日まで

平成27年度 補正予算・決算額(5月31日現在)

(単位:千円)

区 分			H27年度 当初予算	補正予算				現計予算	決算額 (5月31日現在)	差引
				1号(9月議 会)	2号(12月議 会)	3号(専決補 正)	流用充用			
国民健康 保険税	一般分	現年分	372,128					372,128	394,298	22,170
		滞納分	9,500					9,500	10,751	1,251
	退職者分	現年分	37,026					37,026	26,400	△ 10,626
		滞納分	230					230	271	41
	小計		418,884	0	0			418,884	431,720	12,836
国庫 支出金	療養給付費等負担金		268,697		39,242			307,939	304,233	△ 3,706
	高額医療共同事業負担金		11,493					11,493	11,454	△ 39
	特定健康診査等負担金		2,245					2,245	2,349	104
	財政調整交付金		76,171		14,482			90,653	79,361	△ 11,292
	小計		358,606	0	53,724			412,330	397,397	△ 14,933
療養給付費交付金(現年・前年)			127,529		△ 41,148			86,381	127,428	41,047
前期高齢者交付金			557,477		△ 144			557,333	557,333	0
県支出金	高額医療共同事業負担金		11,493					11,493	11,454	△ 39
	特定健康診査等負担金		2,245					2,245	2,398	153
	普通・特別調整交付金		67,580		7,358			74,938	81,290	6,352
	小計		81,318	0	7,358			88,676	95,142	6,466
共同事業交付金(高額医療費・保険財政安定化)			416,973		31,897			448,870	498,434	49,564
一般会計 繰入金	その他(健診上乘・赤字)繰入金		50,597	1,300	83,042			134,939	580	△ 134,359
	法定内繰入金		115,104		25,102			140,206	142,825	2,619
その他			3,631	繰越金	1,943			5,574	5,906	332
歳入合計			2,130,119	1,300	161,774	0	2,293,193	① 2,256,765	△ 36,428	
総務費			10,783				10,783	10,377	406	
保険 給付費	療養給付費(一般・退職)		1,095,721		89,393	4,529		1,189,643	1,184,729	4,914
	高額療養費(一般・退職)		133,981		23,908	7,434		165,323	165,323	0
	その他給付費		8,927					8,927	7,573	1,354
	小計		1,238,629	0	113,301	11,963		1,363,893	1,357,625	6,268
後期高齢者支援金			248,630		404			249,034	249,033	1
前期高齢者納付金			133		38			171	169	2
老人保健拠出金			2			9		11	10	1
介護納付金			106,594		△ 245			106,349	106,349	0
共同事業拠出金			504,978		38,431	△ 11,963		531,446	488,671	42,775
保健事業費			16,293					16,293	13,847	2,446
その他			1,753	固定課税繰り	補助金返還金		134	13,032	12,950	82
予備費			2,324				△ 143	2,181	0	2,181
歳出合計			2,130,119	1,300	161,774	0	0	2,293,193	② 2,239,031	54,162

①-②= 17,734 (翌年度へ繰越)

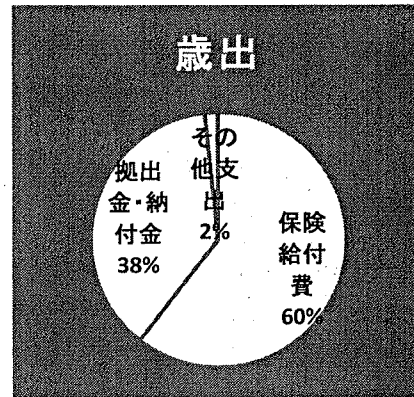
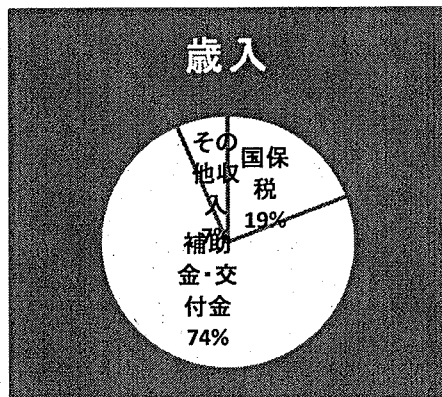
1 国民健康保険事業特別会計 決算の推移
(歳入)

※単位：千円

歳入	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
				決算額	構成比	H24対比
国保税	440,282	461,748	448,118	431,720	19.1%	98.1%
補助金・交付金	1,293,913	1,378,220	1,254,527	1,675,734	74.3%	129.5%
繰越金	1,936	1,689	3,012	1,944	0.1%	100.4%
基金取り崩し	0	0	0	0	-	-
その他収入	142,773	139,525	200,388	147,367	6.5%	103.2%
(うち赤字補填繰入)	44,000	33,000	77,333	0	0.0%	0.0%
歳入決算額	1,878,904	1,981,182	1,906,045	2,256,765	100.00%	120.1%

(歳出)

歳出	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
				決算額	構成比	H24対比
保険給付費	1,242,576	1,342,201	1,249,859	1,357,625	60.6%	109.3%
拠出金・納付金	589,136	594,280	587,935	844,232	37.7%	143.3%
その他支出	45,504	41,689	66,307	37,174	1.7%	81.7%
歳出決算額	1,877,216	1,978,170	1,904,101	2,239,031	100.00%	119.3%



2 国民健康保険税の推移

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
現年分	調定額	437,457	462,253	444,893	428,231
	収入額	427,431	452,391	436,191	420,698
	収納率	97.70%	97.90%	98.04%	98.24%
滞納分	調定額	44,712	39,106	38,383	28,284
	収入額	12,851	9,357	11,926	11,022
	収納率	28.70%	23.90%	31.07%	38.97%
合計	調定額	482,169	501,359	483,276	456,515
	収入額	440,282	461,748	448,117	431,720
	収納率	91.30%	92.10%	92.72%	94.57%

3 特定健診等の目標と実績

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	
健診受診率	目標	65%	40%	45%	50%
	実績	34.8%	35.9%	37.2%	36.6%
指導実施率	目標	45%	25%	30%	35%
	実績	11.2%	15.9%	4.0%	28.9%

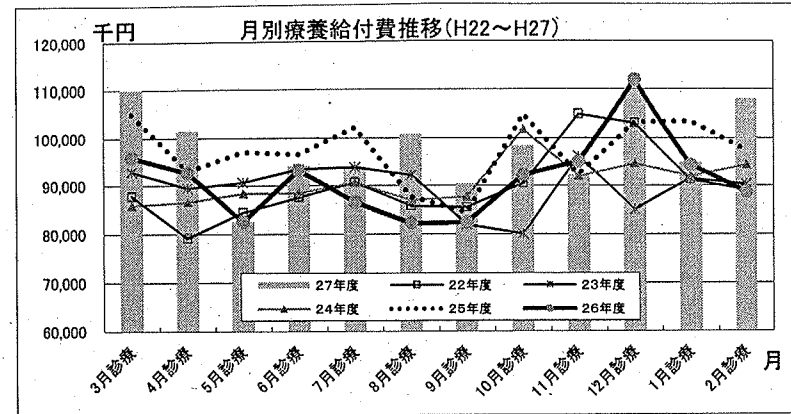
北栄町国民健康保険 医療費の状況(保険者負担分:一般+退職)

(単位:千円)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
3月診療	87,813	92,890	85,932	105,073	95,923	110,016
4月診療	79,214	89,515	86,585	93,048	92,725	101,556
5月診療	84,519	90,691	88,396	97,098	82,558	82,678
6月診療	87,547	93,468	88,496	96,596	93,220	94,158
7月診療	90,706	93,886	90,618	102,229	86,589	94,049
8月診療	85,822	92,227	86,992	87,701	82,240	100,868
9月診療	85,551	82,018	87,785	84,485	82,476	90,520
10月診療	90,452	80,065	101,866	104,976	92,241	98,589
11月診療	104,980	96,132	92,000	92,387	95,118	92,297
12月診療	103,083	85,088	94,631	103,360	111,841	109,815
1月診療	91,238	91,473	91,963	103,534	94,328	94,846
2月診療	89,047	90,277	94,380	97,443	88,693	108,169
療養給付費年額	1,079,972	1,077,730	1,089,644	1,167,930	1,097,952	1,177,561
H22対比	100.0%	99.8%	100.9%	108.1%	101.7%	109.0%

平成27年度
(単位:人)

保険者数	4,668
	4,679
	4,668
	4,629
	4,617
	4,594
	4,585
	4,564
	4,555
	4,534
	4,522
	4,513
	4,594



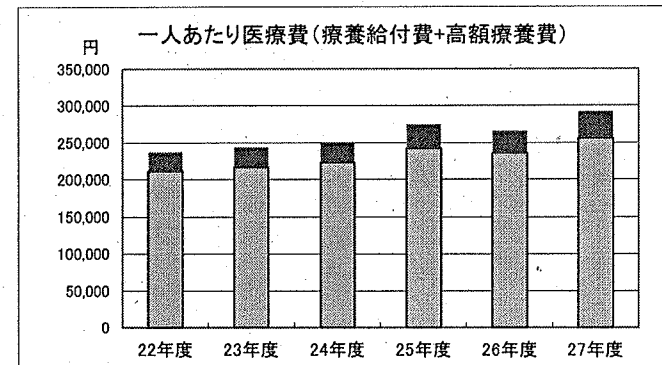
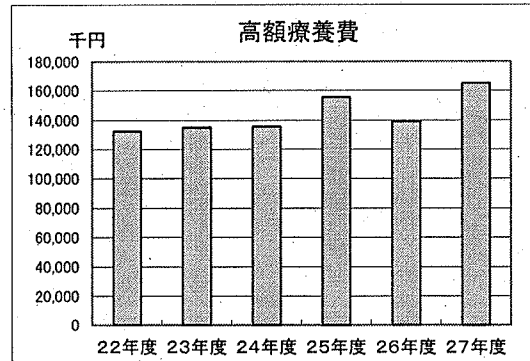
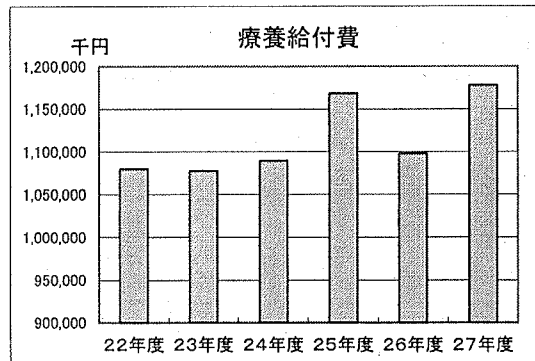
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
被保険者数(平均)	5,100	4,969	4,880	4,816	4,654	4,594
一人あたり医療費 (療養給付費)	211,759	216,891	223,288	242,510	235,916	256,326
H22対比	100.0%	102.4%	105.4%	114.5%	111.4%	121.0%

高額療養費年額	132,497	135,199	135,593	155,491	139,353	165,279
H22対比	100.0%	102.0%	102.3%	117.4%	105.2%	124.7%

一人あたり医療費 (高額療養費)	25,980	27,208	27,785	32,286	29,943	35,977
H22対比	100.0%	104.7%	107.0%	124.3%	115.3%	138.5%

合計	1,212,469	1,212,929	1,225,237	1,323,421	1,237,305	1,342,840
H22対比	100.0%	100.0%	101.1%	109.2%	102.0%	110.8%

一人あたり医療費 合計	237,739	244,099	251,073	274,797	265,858	292,303
H22対比	100.0%	102.7%	105.6%	115.6%	111.8%	123.0%



医療費実績(H26、H27の比較)

1 レセプト件数

単位:件

	H25	H26	H27	差引 (27-26)
合計	68,582	67,484	67,223	-261
1人当り	14.2	14.5	14.6	0.1

療養給付(保険者負担額)

単位:千円

	H25	H26	H27	差引 (27-26)
合計	1,167,930	1,097,952	1,177,561	79,609
1人当り	243	236	256	20

2 高額な医療の件数

80万円以上の高額

単位:件

	H25	H26	H27	差引 (27-26)
合計	230	235	242	7
1000人当り	47.8	50.5	52.7	2.2

3 高額な治療の病名 80万円以上

3月～2月診療	件数			医療費(費用額) (千円)			1件当医療費 (千円)		
	H26	H27	差引 (27-26)	H26	H27	差引 (27-26)	H26	H27	差引 (27-26)
①がん	79	76	-3	101,578	100,793	-785	1,286	1,326	40
②脳卒中	34	20	-14	39,591	20,793	-18,798	1,164	1,040	-125
③心疾患	15	19	4	27,967	47,896	19,929	1,864	2,521	656
④その他の循環器系(大動脈瘤他)	3	1	-2	6,321	1,073	-5,248	2,107	1,073	-1,034
⑤整形外科(骨折・椎間板ヘルニアなど)	40	37	-3	51,707	41,719	-9,988	1,293	1,128	-165
⑥消化器系(肝臓、腸、胆のう、膵臓)	12	29	17	12,755	57,587	44,832	1,063	1,986	923
⑦呼吸器系(肺炎など)	14	9	-5	13,112	8,305	-4,807	937	923	-14
⑧その他	37	47	10	44,941	55,390	10,449	1,215	1,179	-36
総合計	234	238	4	297,972	333,556	35,584	1,273	1,401	128

平成28年度

北栄町国民健康保険事業計画

(案)

北栄町

健康推進課

I はじめに

北栄町の国民健康保険は、医療費の年々増加などにより、財政的に極めて厳しい状況が続いています。平成 25 年度には 4 年ぶりの税率改正を行うと伴に、一般会計からの補てんを行い、平成 26 年度においては、税率は据え置き、一般会計からの補てんを行うことによつて会計の収支を維持してきました。平成 27 年度では、引き続き、税率を据え置き、一般会計から法定内繰入を行う等しています。

国民健康保険制度は、国民皆保険体制を維持していく上で重要な役割を果たしており、国保財政の健全な運営、国保加入者の健康維持のために、平成 28 年度においては、平成 25 年度以来 3 年ぶりとなる税率改正を実施する等、以下に定める取り組み方針に基づいて事務・事業を実施することとします。

II 取り組み方針

1 保険税率の改正

国保会計においては財源不足が続き、平成 22 年度から一般会計による赤字補てん繰入を続け、平成 27 年度においても一般会計からの法定内繰入を実施しています。

平成 28 年度では、国保財政の健全な運営のために、平成 25 年度以来 3 年ぶりとなる税率改正をつぎのとおり実施することとしています。

【税率の推移】

区 分		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
医療分	所得割 (%)	5.19	→	→	→	5.62	→	→	6.30
	資産割 (%)	23.30	→	→	→	24.8	→	→	26.00
	均等割 (円)	22,800	→	→	→	24,800	→	→	28,000
	平等割 (円)	19,600	→	→	→	23,400	→	→	26,000
	限度額 (円)	→	500,000	510,000	→	→	→	520,000	54,0000
後期高齢者分	所得割 (%)	1.81	→	→	→	→	→	→	→
	資産割 (%)	→	→	→	→	→	→	→	→
	均等割 (円)	7,600	→	→	→	→	→	→	→
	平等割 (円)	7,200	→	→	→	→	→	→	→
	限度額 (円)	→	130,000	140,000	→	→	160,000	170,000	190,000
介護分	所得割 (%)	1.15	→	→	→	1.36	→	→	→
	資産割 (%)	7.80	→	→	→	8.00	→	→	→
	均等割 (円)	8,000	→	→	→	8,200	→	→	→
	平等割 (円)	5,600	→	→	→	5,800	→	→	→
	限度額 (円)	100,000	→	120,000	→	→	140,000	160,000	→

2 保険税収納率向上の取り組み

(1) 滞納整理の強化

税務課を中心に以下のとおりさまざまな取り組みを実施しながら、滞納整理の強化を図ってきました。結果、徴収率は県内でトップクラスを維持しており、平成 28 年度もこれまでの手法を継続し、高い収納率の維持・向上を目指します。

- ・納付相談等の実施：催告書の送付、臨戸訪問、納付相談の実施
- ・町税等滞納整理対策本部の設置：保育料、上下水道料金、家賃などの徴収部署が連携して徴収を実施
- ・徴収月間の設定：管理職を動員し徴収班を編成しての夜間訪問徴収の実施、夜間電話催促の実施
- ・徴収の委託：長期滞納者について鳥取中部ふるさと広域連合に徴収を委託
- ・差し押さえ等の実施：財産調査の実施後、財産差し押さえ、公売等の実施

(2) 口座振替等の納付の推進

窓口における国保加入手続きの際や臨戸訪問時に口座振替を勧奨したり、コンビニ収納を推進したりしてきました。今年度も継続して、口座振替、コンビニ納付を推進します。

(3) 短期被保険者証等の交付

保険税滞納者のうち、納付相談を実施したり納付計画に基づいた納付を行っている場合などには短期被保険者証を交付し収納率の向上を図り、また悪質な滞納者へは税の公平負担の観点から被保険者資格証明書を交付してきました。今年度も引き続き、短期被保険者証（1 か月、3 か月、6 か月）、被保険者資格証明書を交付し、収納率向上を目指します。

3 適用適正化への取り組み

(1) 未適用者の防止

社会保険等の資格喪失者については、早期に国保加入を行うよう啓発を行い、資格を遡及して適用させる必要が生じたときは、給付等に係る事項の取扱いに留意しながら、国保税について遡及して適正に賦課することが必要です。この趣旨にのっとり、平成 28 年度も継続して事務を行います。

(2) 退職者被保険者の適用

厚生年金や共済年金を受けている方で年金加入期間が 20 年以上、もしくは 40 歳以降で 10 年以上の加入期間がある方は、退職者医療制度で医療を受診することができます。その際の保険給付に対しては被用者保険等からの拠出金が交付されるため、退職者医療制度への適用をすることにより国保財政の負担軽減が図れます。

これまで退職被保険者適用の適正化については、加入手続き時の聞き取りにより、また社会保険庁から提供される年金受給者リストの活用により早期の把握に努めてきましたが、今年度も引き続き適用の適正化に努めます。

(3) 資格喪失後受診への対応

社会保険等に加入した後でも国民健康保険で受診する「資格喪失後受診」は、本来医療保険者が支払うべき保険給付費を本町の国保が支払うことになるため、資格喪失後の受診をなくすことが医療費適正化への取り組みとなります。

資格喪失後の保険証の回収、また、国保資格喪失後受診に対する保険給付費の返還請求について、平成 28 年度も同様に、適正に対応します。

4 医療費適正化への取り組み

(1) レセプト点検の充実

診療報酬を適正に支払うために、レセプトの確実な点検が重要になっています。平成 28 年度も引き続き、一層の点検強化を図るためレセプト点検員を県や国保連合会主催の研修会へ派遣し、点検員の資質向上を行います。

(2) 特定健診・特定保健指導

平成 20 年 4 月から、国保の 40 歳以上の加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した健康診査及び保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられました。

受診率向上に向けて、町報、告知放送等を活用し周知を行うとともに、自治会の協力を得て、自治会放送やポスター掲示を行ってきました。また、未受診者に対する個別通知の送付、日曜健診の導入などを実施してきましたが、平成 27 年度の受診率は、36.6%（速報値）で、目標値である 50%に比べ低い受診率となっています。

平成 28 年度については、これまで実施してきた広報、日曜健診、未受診者対策としての受診勧奨通知を継続実施し、受診率向上を目指します。

(3) 健康づくり事業との連携

住民の健康は、医療費の減少につながります。毎年度、健康づくりのため健診結果等に基づく保健師等による訪問、栄養士及び各地区の食生活改善推進員による伝達講習、健康サポーター、各自治会の健康推進員との連携によるいきいき健康講座などを実施してきました。

保健指導においては、平成 28 年度も引き続き、新規の人工透析患者を予防するため、特定健診受診者で血糖が高い者の保健指導を実施し、糖尿病の重症化を防ぐ取り組みを行います。

平成 27 年度には、「健診受診率向上のための自治会表彰」事業を実施しましたが、平成 28 年度も引き続き実施し、新たに「ほくえい健康ポイントラリー」も行うことにより、特定健診等の受診率の向上を意識していただき、健康意識の向上、病気の予防・早期発見早期治療を推進し、町民の健康的な生活の維持増進を目指します。

また、平成 27 年 2 月 13 日に、協会けんぽ鳥取支部と「北栄町民の健康づくり事業に関する包括連携協定」を締結し、保険者の枠を超えて啓発・広報・受診勧奨を実施することにより、健診を受けやすい体制を整え、それぞれの持っている医療費や健診のデータを突合し、連携して健康づくり事業を実施していくことで、住民のより一層の健康増進を図っていきます。

(4) 国保データベース（KDB）の活用

国保データベース（KDB）を活用し、地域の健康課題や医療費の把握を行い、

医療と健診結果を重層的に分析するなど、効果的な保健指導に活用していきます。

(5) ジェネリック医薬費

ジェネリック医薬品は、平均的に先発医薬品の半額であり、医療費にかかる薬剤費抑制につながります。これまで町報等によりジェネリック医薬品についての情報提供を行ってきたほか、『ジェネリック医薬品希望カード』を加入等の窓口手続き時や特定健診受診時に配布し、使用普及の啓発を行ってきました。

平成 28 年度も継続した啓発事業としてジェネリック希望シールを配布するほか、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の医療費差額通知を年 2 回行い、医療費（薬剤費）の削減につなげます。

(6) 医療費通知

医療費通知には、受診者にコスト意識を持っていただくことや、制度に対する正しい知識の習得、医療機関の不正請求等の抑制効果を期待し、年間 6 診療月分の通知を行っています。

平成 28 年度も引き続き 2 診療月分を 1 回の通知で行う方法で医療費通知を行います。

(7) 第三者行為の適正処理

交通事故やけんか等、第三者の行為が原因で治療を受ける場合、本来は加害者が治療費を負担すべきもので、国保が負担すべきものではありません。二重給付や不正給付を防止するためにも、速やかに事実関係を調査し、適正な事務処理を積極的に行う必要があります。

今年度も、国保総合システムを有効に活用し、レセプトからの第三者行為の発見に努めます。

5 その他の取り組み

(1) 広報

町民に国保のしくみ、財政状況、事業内容等の周知を図り、関心・理解を深めていただくため、次の媒体を利用し広報を行います。

- ・町報の活用、ケーブルテレビの活用、ホームページの活用

(2) 職場研修の充実

国・県等で開催される国保研修に積極的に参加し、職員等として必要な制度改正等に対応できる能力を習得します。

1 国民健康保険事業特別会計 決算額の推移
(歳入)

歳入	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
国保税	440,282	23.4%	461,748	23.3%	448,118	23.5%	431,720	19.1%
補助金・交付金	1,293,913	68.9%	1,378,220	69.6%	1,254,527	65.8%	1,675,734	74.3%
繰越金	1,936	0.1%	1,689	0.1%	3,012	0.2%	1,944	0.1%
基金取り崩し	0	-	0	-	0	-	0	-
その他収入 (うち赤字補填繰入)	142,773 (44,000)	7.6% (2.3%)	139,525 (33,000)	7.0% (1.7%)	200,388 (77,333)	10.5% (4.1%)	147,367 (0)	6.5% (0%)
歳入決算額	1,878,904	100.0%	1,981,182	100.0%	1,906,045	100.0%	2,256,765	100.0%

(歳出)

歳出	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
保険給付費	1,242,576	66.2%	1,342,201	67.9%	1,249,859	65.6%	1,357,625	60.6%
拠出金・納付金	589,136	31.4%	594,280	30.0%	587,935	30.9%	844,232	37.7%
その他支出	45,504	2.4%	41,689	2.1%	66,307	3.5%	37,174	1.7%
歳出決算額	1,877,216	100.0%	1,978,170	100.0%	1,904,101	100.0%	2,239,031	100.0%

2 国民健康保険税の推移

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
現年分	調定額	437,457	462,253	444,893	428,231
	収入額	427,431	452,391	436,191	420,698
	収納率	97.7%	97.9%	98.0%	98.2%
滞納分	調定額	44,712	39,106	38,383	28,284
	収入額	12,851	9,357	11,926	11,022
	収納率	28.7%	23.9%	31.1%	39.0%
合計	調定額	482,169	501,359	483,276	456,515
	収入率	440,282	461,748	448,117	431,720
	収納率	91.3%	92.1%	92.7%	94.6%

3 特定健診等の目標と実績

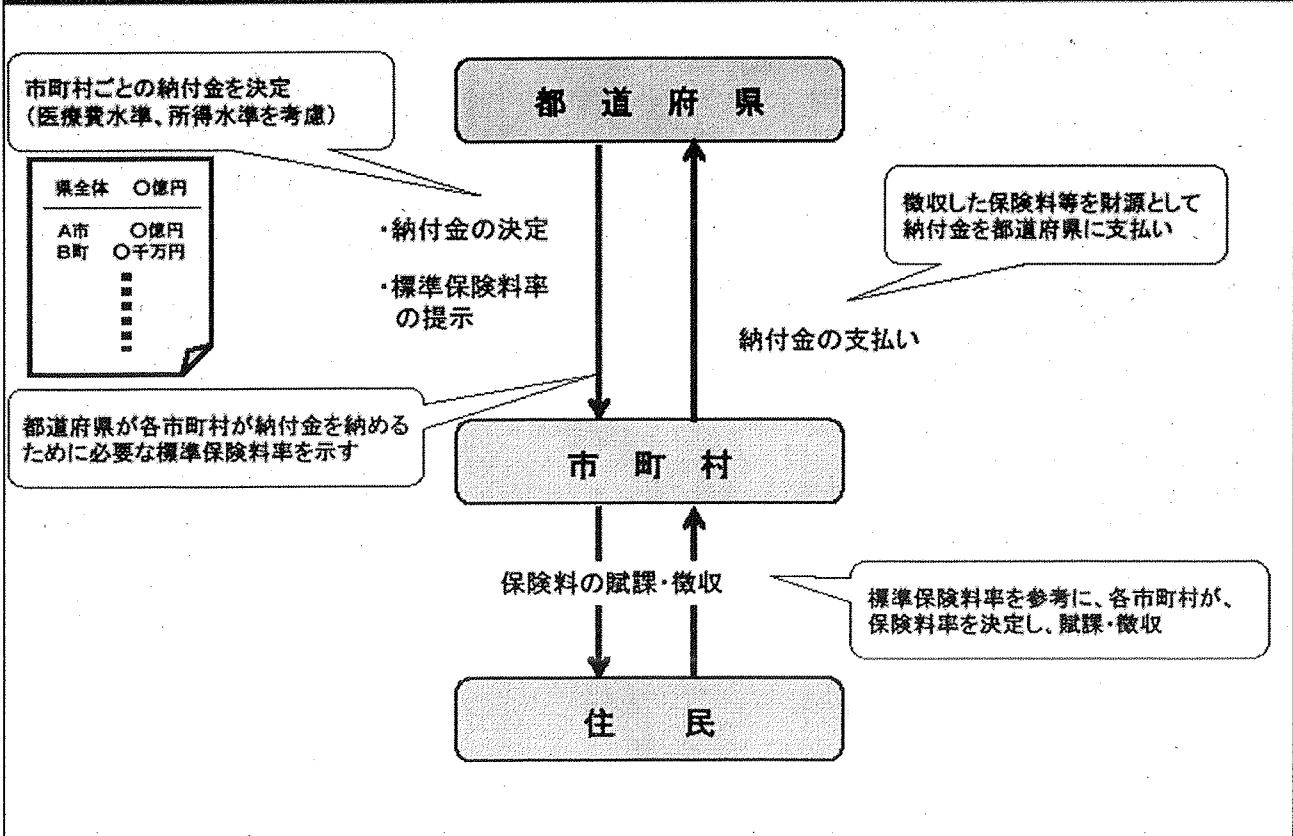
項目		24年度	25年度	26年度	27年度
健診受診率	目標	65%	40%	45	50%
	実績	34.8%	35.9%	37.2%	36.6% (速報値)
指導実施率	目標	45%	25%	30%	35%
	実績	11.2%	15.9%	4.0%	28.9%

平成30年度からの国保制度改革について

改革後の国保の運営の在り方について(県と町のそれぞれの役割)

改革の方向性		
1. 運営の在り方	○県が県内の市町村とともに国保の運営を行う	
	○県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化	
	○県が県内の市町村とともに国保の運営を行う統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化広域化を推進	
	県の主な役割	町の主な役割
2. 財政運営	財政運営の責任主体 ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営	・国保事業費納付金を県に納付
3. 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・資格を管理(被保険者証の発行)
4. 保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・標準保険料率を参考に保険料率を決定 ・賦課・徴収
5. 保険給付	・給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ・市町村が行った保険給付の点検	・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	・被保険者の特性に応じたきめ細かい保険事業を実施

国保保険料の賦課、徴収の仕組み(イメージ)



○北栄町国民健康保険運営協議会規則

平成17年10月1日

規則第116号

(趣旨)

第1条 北栄町国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)については、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)並びに北栄町国民健康保険条例(平成17年北栄町条例第105号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(招集)

第2条 協議会は、会長が招集する。

- 2 町長から諮問があったとき、又は3分の1以上の委員から会議の趣旨を示した文書をもって招集の要求があったときは、これを招集しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、初めての会議は、町長がこれを招集する。

(定足数)

第3条 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

(議長)

第4条 会議の議長は、会長をもって充てる。

(会議)

第5条 会議の開閉は、議長の宣告による。

第6条 開議、散会、延会及び中止は、議長がこれを宣告する。

第7条 議長は、議題とした議案について町長に説明を求め、又は協議会書記をして朗読させることができる。

- 2 委員が提出した議案については、当該委員に説明を求めることができる。

(表決)

第8条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第9条 議長は、採決するときは、その旨を会議に宣告しなければならない。

- 2 議長が採決した後は、その議題について発言することができない。

第10条 出席委員は、採決において可否を表示しなければならない。

第11条 採決の方法は、呼称、挙手及び起立の3種とし、議長が適宜選用する。

(採決事項の処置)

第12条 会長は、町長の諮問事項について審議し、議決したときは、2日以内に委員2人以上の連署をもって町長に答申しなければならない。

第13条 会長は、委員提出の議案が可決されたときは、委員2人以上の連署をもって町長に建議することができる。

第14条 会長は、被保険者その他利害関係者から意見の開陳があった事項については、その請願書又は聞取書を添えて委員2人以上の連署をもって町長に建議し、又は報告しなければならない。

(請願の採択)

第15条 協議会は、いかなる請願といえども審議前に撤回することはできない。

(会議録)

第16条 議長は、書記をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、2人以上の委員とともに、これに署名しなければならない。

2 前項に規定する会議録に署名する委員は、議長が会議に諮って、これを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。